

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

埼玉県議会令和三年五月臨時会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,925,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,258,516,700千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		354,912,918	50,925,713	405,838,631
	2 国庫補助金	234,293,125	50,925,713	285,218,838
歳 入	合 計	2,207,590,987	50,925,713	2,258,516,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,543,568	3,795	94,547,363
	8 防災費	2,975,837	3,795	2,979,632
4 衛生費		172,838,369	20,680,653	193,519,022
	1 公衆衛生費	132,869,274	20,680,653	153,549,927
7 商工費		107,109,210	30,241,265	137,350,475
	1 商工業費	106,800,976	30,241,265	137,042,241
歳出合計		2,207,590,987	50,925,713	2,258,516,700